

(別紙)

【検討事項】適切な資金運用が行われるよう検討を求めるもの（合規性）（報告書 P5）

該当団体 愛知県公立大学法人

愛知県公立大学法人では、余剰資金の運用に当たっては、愛知県公立大学法人会計規則及び同資金管理規程の定めにより、資金計画を基に、安全かつ効率的な運用に努めなければならないものとされている。

しかし、同法人では、中途解約した場合に元本割れするリスクのある特約付定期預金（令和5年度預入、預入期間10年）により資金運用を行う際に、10年間の長期にわたって資金を運用することに伴うリスクに関する検討内容を適切に記録しておらず、意思決定過程の検証が困難な状況となっていた。

なお、令和6年度末時点において、預入額計4億円に対する時価は約3億6,273万円となり、約3,727万円の市場評価上の含み損が生じている。

については、資金運用を行う場合には、事業計画に基づき、運用期間を通じたリスクを十分に評価した上で慎重に運用方法を選択するとともに、その意思決定過程を明確にするなど、適切な運用がなされるよう検討されたい。

<参考>

○愛知県公立大学法人会計規則

(資金管理)

第31条 会計責任者は、法人の資金調達及び運用については、年度計画予算に基づき資金計画を作成し、有効かつ適切に実施するものとする。

2 資金管理その他必要な事項については、別に定める。

○愛知県公立大学法人資金管理規程

(資金の管理)

第3条 会計規則第6条第1項に規定する会計責任者は、資金計画を基に、資金が不足する場合には、資金調達を行い、資金の余剰が認められる場合には安全かつ効率的な運用に努めなければならない。

(資金計画)

第4条 会計責任者は年度計画予算に基づき、資金計画を四半期毎に作成し、理事長の承認を得なければならない。

2 資金計画を見直す必要が生じた際には、前項に準じた手続きを行うものとする。

【指摘事項】県有財産の目的外使用の許可を指定管理者が行っていたもの（合規性）（報告書 P6）

該当団体 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団

公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団は、指定管理者として、愛知県一宮総合運動場（いちい信金スポーツセンター）及び愛知県武道館の管理を行っている。

指定管理者制度では、地方公共団体の長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせることができることとされているが、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）等の法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これを指定管理者に行わせることはできないこととされている。

しかし、同財団は、愛知県一宮総合運動場及び愛知県武道館において、施設の利用を妨げない範囲ではあるものの、近隣住民や団体の利便に供するために、地元の高校や保育園が開催するイベントの際の駐車場等として、施設の使用を許可していた。

<参考>

○地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 1～6 略

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

8以下 略

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 1及び2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4以下 略

○地方自治法の一部を改正する法律の公布について（平成15年7月17日 総行行第87号 総務省自治行政局長通知）

1 指定管理者に関する事項

(2) 地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項（※注：現第7項））等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関

係)

【指摘事項】行政財産の特別使用許可条件に違反していたもの（合規性）（報告書 P7）

該当団体 公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団

公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団は、指定管理者として、愛知県一宮総合運動場及び愛知県総合射撃場の管理を行っている。

同財団は、施設利用者の利便に供するため、これらの施設内に自動販売機を設置することを目的に、県から転貸禁止との条件が付された行政財産特別使用許可を受け、事業者と契約を結んで自動販売機計7台（夏季8台）を設置させ、清涼飲料水等を販売させていた。

この契約において、設置する自動販売機が事業者の所有であること、また、商品の補充や金銭の管理（つり銭の補充を含む。）などの管理的行為も事業者が行っていることなどからすれば、許可条件において禁止する転貸に該当すると解され、使用許可条件に違反するものとなっていた。

＜参考＞

○行政財産の使用について（許可）令和6年3月29日付け5施設899-32号

使用上の制限

（2）使用者は、指定する用途以外に使用し、使用権を他に譲渡し、転貸し、若しくは原状を変更してはならない。

【指摘事項】キャッシュレス決済業務に要した経費の金額を誤って県に請求していたもの（合規性）（報告書 P8）

該当団体 岩間造園株式会社

岩間造園株式会社は、指定管理者として、木曽川祖父江緑地及び熱田神宮公園の管理を行い、施設の利用料金の収納にはキャッシュレス決済を導入している。

県は公の施設におけるキャッシュレス決済の導入を促進する立場であり、指定管理者との基本協定において、キャッシュレス決済業務に要した手数料等の経費については、県が指定管理料として実績に応じて負担することとされている。

同社は、キャッシュレス決済業務に要した経費として、決済サービス業者に対して支払った令和6年度分の決済サービス手数料を集計し、令和7年5月に県に請求した。

しかし、この請求には、指定管理業務に含まれない自主事業として同社が収納した料金（バーベキューの炭代等）に係る決済サービス手数料が含まれていたほか、集計の際の計算誤りがあるなど、金額に誤りがあった。

<請求誤りの内容>

公の施設名	キャッシュレス収納額	正	誤	請求誤り の額 (B)-(A)	うち、 自主事業分	うち、 計算誤り
		決済サービス 手数料(A)	県への 請求額(B)			
木曽川祖父江緑地	559,910円	17,915円	18,066円	151円	132円	19円
熱田神宮公園	858,850円	27,203円	27,217円	14円	0円	14円
計	1,418,760円	45,118円	45,283円	165円	132円	33円

<参考>

○木曽川祖父江緑地の管理に関する基本協定の変更協定（令和5年4月1日）

別記1 県営都市公園木曽川祖父江緑地指定管理者業務仕様書

第6 管理運営に要する費用

2 指定管理料（2）

前項に規定する指定管理料のうち、キャッシュレス決済以外の業務に係る経費については、額の確定後、運営によって過不足が生じた場合でも、原則として指定管理料の変更は認めない。キャッシュレス決済業務にかかる経費（支払手数料、導入費用）については、当該経費の支出の実績に応じて支払う。

○木曽川祖父江緑地の管理に関する年度別協定の変更協定（令和7年3月31日）

2 木曽川祖父江緑地の管理に関する年度別協定第4条第2項中

指定管理料の支払は、次表に定めるところにより、前金払で支払うものとする。

ただし、キャッシュレス決済業務に必要な経費として金18,066円は、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

※熱田神宮公園についても同様の規定となっている。